

熊本県と独立行政法人国立高等専門学校機構熊本高等専門学校との 包括的連携に関する協定書

熊本県（以下「甲」という。）と独立行政法人国立高等専門学校機構熊本高等専門学校（以下「乙」という。）は、次のとおり連携協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、包括的な連携のもと、相互の知的資源及び人的資源等を活用し、地域社会の発展及び教育研究の振興を図ることを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携協力する。

- （1）地域社会の発展に関すること。
- （2）教育研究の振興に関すること。
- （3）その他甲及び乙が協議し必要と認める事項

（具体的取組内容等）

第3条 前条各号に掲げる連携協力事項については、甲及び乙が、その予算の範囲内において取組を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法については、甲及び乙協議の上、取組ごとに別途取決める。

（成果の利用）

第4条 甲及び乙の連携協力により発生した成果の利用については、甲及び乙が、その都度協議し決定する。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、連携協力の過程で知り得た相手方の秘密に関する事項を、相手方の事前の承諾なく第三者に提供し、開示し又は漏洩してはならない。

2 前項の規定は、本協定の終了後においても同様とする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の3月前までに、甲又は乙から、本協定を更新しない旨の申出がない場合は、1年間有効期間を延長するものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第7条 本協定に関して疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、甲及び乙協議の上、対応するものとする。